



山形県公報

平成24年7月31日（火）
第2364号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…929
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…930
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…931
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…932
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…933
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 神室鳥獣保護区特別保護地区の再指定……………（みどり自然課）…934
- 大花山鳥獣保護区の新規指定……………（同）…同

## 告 示

### 山形県告示第777号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.40パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年7月11日から適用する。
- 2 平成24年7月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                                      | 指定介護機関の所在地              | 指定年月日      |
|----------------------|----------------------------------------------------|-------------------------|------------|
| 寒河江市西村山郡訪問看護ステーション   | 介護予防訪問看護<br>居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導<br>居宅介護支援 | 寒河江市中央二丁目2番1号           | 平成24. 4. 1 |
| さんゆうレンタルサポート         | 介護予防福祉用具<br>貸与                                     | 米沢市花沢町932番地の4           | 同 5. 1     |
| 小規模多機能型居宅介護施設<br>ほなみ | 介護予防小規模多<br>機能型居宅介護                                | 東田川郡庄内町余目字四ツ興野19番地<br>1 | 同 6. 1     |

**山形県告示第779号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                           | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|-------------------------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ヘルスプラン             | けんしんりハビリデイサービス<br>東置賜郡川西町大字西大塚1374番1号<br>ビューライト西大塚A号室 | 通 所 介 護 | 平成24. 7. 20 |

**山形県告示第780号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                           | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ヘルスプラン               | けんしんりハビリデイサービス<br>東置賜郡川西町大字西大塚1374番1号<br>ビューライト西大塚A号室 | 介護予防通所介護 | 平成24. 7. 20 |

**山形県告示第781号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 3 変更に係る管理規程の名称  
最上堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
(1) 水利使用規則の改正に伴い、規定を整理した。

(2) 集水面積について見直しを行った。

5 認可年月日

平成24年7月18日

6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第782号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字杉山字須合田南82番1から<br>同 大字上郷字道下1421番2まで | 旧    | 40.0メートル<br>} 8.0  | メートル<br>449 |
| 同 上                                         | 新    | 40.0メートル<br>} 13.5 | 同 上         |

**山形県告示第783号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字杉山字須合田南82番1から  
同 大字上郷字道下1421番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月31日

**山形県告示第784号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 稲沢下野明線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長    |
|-------------------------------------|------|-----------------------|--------|
| 最上郡金山町大字下野明字中下堰南608番4から<br>同 712番まで | 旧    | 21.0メートル<br>}<br>13.0 | 95メートル |
| 同 上                                 | 新    | 22.0メートル<br>}<br>13.0 | 同 上    |

**山形県告示第785号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町2732番4から  
同 十日町字差首野川2747番10まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月1日

**山形県告示第786号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 稲沢下野明線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字下野明字中下堰南608番4から  
同 712番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月31日

**山形県告示第787号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 米沢市大字上新田字檜台1075番4から<br>同 字窪1163番4まで | 旧    | 29.0メートル<br>}<br>14.0 | 307メートル |
| 同 上                                 | 新    | 20.0メートル<br>}<br>14.0 | 同 上     |

**山形県告示第788号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字上新田字檜台1075番4から  
同 字窪1163番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月31日

**山形県告示第789号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市飛鳥地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月10日から同年8月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路台帳図作成）

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 大地
  - (2) 代表者の氏名  
田辺 省二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市羽黒町赤川字熊坂47番3
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、自然とのふれあい、農村・農作業との関わりを通じて、心身豊かな生活の向上を図れるように、「痴呆性老人のケア・予防の確立」と、「高齢者の生きがいと健康づくりの推進」等を目的とした、介護支援及び生活支援に関する事業を行うとともに、ボランティアや地域住民と一体となった支援活動を行う。

同時に行政・企業とパートナーシップをもった、新たな介護システム等地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 神室鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

神室鳥獣保護区は、新庄市、金山町及び最上町の東側の神室連峰に位置し、ブナ等の自然林の中にシラネアオイ、ニッコウキスゲ等の高山植物が見られ、落葉広葉樹の林層の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

特に、当該保護区の中でも特別保護地区は、ブナ等原生的な自然が多く残されており、希少<sup>きん</sup>猛禽類であるイヌワシが生息する等、希少鳥獣の生息及び繁殖のために特に重要な区域となっている。

このため、神室鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

登山道等の利用者による鳥獣への影響を防止するため、鳥獣保護員等による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成24年7月31日から同年8月13日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は最上総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大花山鳥獣保護区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、小国町の南西部に位置し、荒川支流の玉川と足水川に挟まれた標高789メートルの大花山に連なる丘陵地帯で、大花山西斜面はブナ・チシマザサ群落が広がり、東斜面はブナ林が広がっている。このような自然環境を反映してイヌワシ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的に区域内を巡視し、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、森林施業等による鳥獣への影響を防止

するため、関係機関との調整を図る。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成24年7月31日から同年8月13日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

平成24年 7月31日印刷  
平成24年 7月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056